

京都市告示第245号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定により、平成17年1月9日付け京都市告示第400号で指定区域として指定した土地の一部について、同条第4項の規定により指定を解除し、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和4年7月13日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区淀水垂町113番1の一部、113番2、114番1の一部、114番2、120番2の一部、120番6の一部、137番1、374番3、391番3、809番3

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第2号

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)